

被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷者) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷者) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。 なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱う。）
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊・焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

	半 (半焼・半流失)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の被害	一部損壊	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし窓ガラスが 2～3 枚割れた程度のものであれば除く。
	床上浸水	全壊又は半壊には該当しないが、その住家の床より上に浸水したものと及び土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度浸水したもの。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。なお、この被害は、全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたもののみを記入し、被害の区別は、住家に対する全壊、大規模半壊、半壊の例により判定するものであること。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物。
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。
その他の	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要となったものとする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	堤防決壊	河川法にいう 1 級河川、2 級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものであるものとする。

	越 水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
	港 湾・漁 港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地 す べ り	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家及び公共建物に被害があったものをいう。
	水 道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。
	清 掃 施 設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	鉄 道 不 通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運航が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	電 話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	り 災 者	り災世帯の構成員をいう。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同施設をいう。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう。

被害状況報告書

第 報 令和 年 月 日 (時 分現在)

1 報告機関等

市町村名： 岩国市	部課名：
記入者名：	電 話：

2 災害発生状況

(1) 人的被害

区分	人員	氏名・年齢、被災の概要
死者	人	
行方不明	人	
重傷者	人	
軽傷者	人	

(2) 住家・非住家被害

区分		棟	世帯	人
住家	全壊			
	半壊			
	一部損壊			
	床上浸水			
	床下浸水			
非住家	全壊			
	半壊			
	計			

(3) その他の公共施設等

- ① 道路被害
- ② 河川被害
- ③ ため池被害
- ④ 土砂崩れ被害

⑤ ライフライン被害

【断水】

地域	戸数	発生		復旧	
		月日	時	月日	時
計					

【停電】

地域	戸数	発生		復旧	
		月日	時	月日	時
計					

【電話不通】

地域	回線数	発生		復旧	
		月日	時	月日	時
計					

⑥ 公共施設被害額（市）

3 災害に対してとられた措置の概要

（１）災害対策本部等の設置状況

区分	設 置		廃 止	
	月日	時	月日	時
災害対策本部体制				
災害警戒本部体制				
警戒体制				
注意体制				

(2) 避難措置状況

①避難指示

対象地域	世帯	人	指示日時		解除日時	
			月日	時	月日	時

市内計

②避難勧告

対象地域	世帯	人	勧告日時		解除日時	
			月日	時	月日	時

市内計

③避難準備情報（避難者数）

対象地域	世帯	人	準備情報日時		解除日時	
			月日	時	月日	時

市内計

(3) 消防機関等の出動状況

区分	地域	目的	月日	出動人員等
消防				
消防団員				
市職員				

水防活動状況報告書

水 防 活 動 状 況 報 告 書

(管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

(作成責任者)

印

管理団体名								指定非指定の別						
水防実施時の台風名豪雨名								報告年月日		令和 年 月 日				
場所	川 (左・右) 岸 地先 m							所要経費			管理団体分	県支出分	計	
日時	自 年 月 日 時								人件費	手 当				
	至 年 月 日 時									その他				
										計				
動員人数	水防団員	消防団員	その他	計					物件費	資材費				
	人	人	人	人						器材費				
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m									燃料費				
										雑 費				
										計				
									合 計					
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用資材	土のう袋		枚	枚	枚
										ブルーシート		枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人		ロープ		巻	巻	巻
	被害									丸 太		本	本	本
		m	ha	ha	戸	m	m	人		鉄 線		本	本	本

他の団体からの応援の状況		立ち退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者の出勤状況		水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現場の指導者職氏名		水防活動に関し今後改善すべき点等の意見	
水防関係者の死傷		備 考	

学校被災状況速報

学校被災状況速報（第 報）

月 日 時 分

学校名						
児童生徒等・教職員の被災状況	死傷者の人数	児童生徒等	死者	人・重傷	人・軽傷	人
		教職員	死者	人・重傷	人・軽傷	人
	帰宅できない人数（保護者へ引渡しのできない者）	人 （在校生 人）				
	食料・飲料水	食料	日分	飲料水	リットル	
	寝具の確保状況					
施設（設備）の被災状況	被害場所	被害程度	全壊・半壊・一部損壊・被害なし			
	管理棟					
	普通教室棟					
	特別教室棟					
	実習棟					
	講堂・屋内運動場					
	グラウンド					
	その他					
	被害見込み額					
	復旧見込み時期					
授業再開の支障となる事項						

火災即報

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

〔第1号様式（火災即報記入要領）〕

1 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

2 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

3 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。
(消防機関による応援活動の状況を含む。)

4 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

5 その他事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

(1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(1)において同じ。）の概要

(ア) 建物等の用途、構造及び周囲の状況

(イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに
予防査察の経過

イ 火災の状況

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 避難の状況

(2) 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

ア 発見及び通報の状況

イ 延焼拡大の理由

(ア) 消防事情 (イ) 都市構成 (ウ) 気象条件 (エ) その他

ウ 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ リ災者の避難保護の状況

オ 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

(3) 林野火災

ア 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ 林野の植生

ウ 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

(4) 交通機関の火災

ア 車両、船舶、航空機等の概要

イ 焼損状況、焼損程度

救急・救助事故即報

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			
消防庁受信者氏名			
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

〔第3号様式（救急・救助等事故即報記入要領）〕

1 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

2 事故の概要

「事故の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

3 死傷者等

(1) 「死傷者等」には、急病人等を含む。

(2) 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

4 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

5 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

6 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

7 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

8 その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

特定の事故即報

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()		
施設の概要	危険物施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等
			重 症
			中 等 症
			軽 症
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
	自衛防災組織	人	
	共同防災組織	人	
	そ の 他	人	
	消 防 本 部 (署)	台 人	
	消 防 団	台 人	
	消防防災ヘリコプター	機 人	
	海 上 保 安 庁	人	
	警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊
使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

〔第2号様式（特定の事故記入要領）〕

1 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

2 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

3 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

4 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

5 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

6 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

7 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

8 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

9 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

10 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

11 その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

12 原子力災害等の場合

- (1) 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- (2) 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- (3) その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

災害概況即報

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

		報告日時		年 月 日 時 分		
		都道府県				
		市町村 (消防本部名)				
		報告者名				
消防庁受信者氏名						
災害名		(第 報)				
災害の概況	発生場所					
	発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害 死者 人 重傷 人 住家被害 全壊 棟 床上浸水 棟 半壊 棟 床下浸水 棟 一部破損 棟 未分類 棟	119番通報の件数				
	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)		(市町村)	
消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)				
自衛隊派遣要請の状況						
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

〔第4号様式（災害即報記入要領）〕

1 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概要

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概要

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

(3) 応急対策の状況

ア 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合は、任意の様式を用いて報告すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

イ 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

エ その他都道府県または市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。